

## 公正入札調査委員会の設置及び運営について

### (趣旨)

第1条 会社発注契約の見積合せの適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長及び委員は、別表に掲げる者をもってこれに充てる。

3 委員会は、必要に応じて委員長代理を置くことができる。

### (会議)

第3条 委員会は、委員長が招集するものとし、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて開催する。

2 委員長は、緊急やむを得ない事情があり委員会を招集することができない場合には、持回り決裁をもって委員会の決定に代えることができる。

### (調査審議事項)

第4条 会社発注の契約について入札談合に関する情報があった場合には、公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、見積合わせの延期その他必要な対応の要否について調査審議する。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局を調達部に置く。

以上